

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	副主幹	係 長	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 47 回 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日	平成26年11月25日（火曜日）	開会 15時00分	閉会 17時32分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	関藤、堀、清水、木下、田村、窪之内 議長	事務局	菊井事務局長
欠席委員	なし		和田副主幹
			平川係長
説明員	別紙のとおり	議 件	別紙のとおり
議 事 概 要	1. 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、全て報告済みとした。		
	(1) 滝川市立病院改革推進プラン推進委員会の開催結果報告について		
	(2) 平成26年度滝川市一般会計補正予算について		
	(3) 平成26年度滝川市一般会計補正予算について		
	(4) 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例について		
	(5) 国民健康保険財政調整交付金の過大交付について		
	(6) 平成26年度滝川市一般会計補正予算について		
	(7) 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給結果について		
	(8) 平成26年度滝川市介護保険特別会計補正予算について		
	(9) 滝川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の制定について		
	(10) 滝川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する条例の制定について		
	(11) 滝川市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する条例の一部を改正する条例について		
	(12) 滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例について		
	(13) 公の施設の指定管理者の指定について（西町デイサービスセンター及び三世代交流センター（三世代交流公園を含む。））		
	(14) 滝川市子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例について		
	(15) 滝川市子ども・子育て会議中間報告について		
	2. その他について		

議 事 の 概 要	なし
	4. 次回委員会の日程について
	11月26日（水）午前11時 第一委員会室で開催することに決定した。

上記記載のとおり相違ない。

厚生常任委員長 関藤 龍也 ㊞

平成26年11月21日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成26年11月12日付け滝議第130号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

市民生活部長	樋 郡 真 澄
市民生活部次長	石 川 雅 敏
市民生活部次長	田 中 嘉 樹
市民生活部くらし支援課長補佐	横 山 浩 丈
市民生活部くらし支援課長補佐	原 田 暢 裕
市民生活部くらし支援課係長	千 田 きみ子
市民生活部くらし支援課係長	大 橋 晃 久
市民生活部保険医療課長	榎 木 康 人
市民生活部保険医療課長補佐	寺 嶋 悟
市民生活部保険医療課長補佐	橋 本 景 子
市民生活部保健医療課係長	石 原 禎 康
市民生活部保健医療課係長	石 黒 靖 久
保健福祉部長	佐々木 哲
保健福祉部次長	国 嶋 隆 雄
保健福祉部福祉課長補佐	杉 山 敏 彦
保健福祉部福祉課係長	堀 鋼 治
保健福祉部子育て応援課長	前 田 昌 敏
保健福祉部子育て応援課係長	庄 野 憲 宗
保健福祉部子育て応援課係長	小 山 さゆり
保健福祉部介護福祉課長	松 澤 公 和
保健福祉部介護福祉課主幹	渡 辺 多 恵
保健福祉部介護福祉課主幹	柳 圭 史
保健福祉部介護福祉課係長	菅 野 尚 美
保健福祉部介護福祉課主任級主事	伊 藤 崇
保健福祉部介護福祉課係長	鈴 木 勝 敬
保健福祉部介護福祉課主査	須 藤 公 夫
保健福祉部介護福祉課地域包括支援センター副所長	相 澤 理佳子

~~保健福祉部介護福祉課地域包括支援センター係長~~
市立病院事務部長
市立病院事務部次長
市立病院事務部事務課長補佐
市立病院事務部事務課財務用度係長
市立病院事務部事務課財務用度係主任主事

~~加 地 美 賀 子~~
鈴 木 靖 夫
田 湯 宏 昌
澤 田 忠 信
大 崎 直 樹
高 林 宏 光

(総務部総務課総務係)

第47回 厚生常任委員会

H26. 11. 25 (火) 午後3時
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《市立病院》

- (1) 滝川市立病院改革推進プラン推進委員会の開催結果報告について (資料) 事務課

《市民生活部》

- (2) 平成26年度滝川市一般会計補正予算について (資料) くらし支援課
(3) 平成26年度滝川市一般会計補正予算について (資料) 保険医療課
(4) 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例について (資料) 〃
(5) 国民健康保険財政調整交付金の過大交付について (資料) 〃

《保健福祉部》

- (6) 平成26年度滝川市一般会計補正予算について (資料) 福祉課
(7) 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給結果について (資料) 〃
(8) 平成26年度滝川市介護保険特別会計補正予算について (資料) 介護福祉課
(9) 滝川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の制定について (資料) 〃
(10) 滝川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する条例の制定について (資料) 〃
(11) 滝川市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する条例の一部を改正する条例について (資料) 〃
(12) 滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例について (資料) 〃
(13) 公の施設の指定管理者の指定について（西町デイサービスセンター及び三世代交流センター（三世代交流公園を含む。）） (資料) 〃
(14) 滝川市子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例について (資料) 子育て応援課
(15) 滝川市子ども・子育て会議中間報告について (資料) 〃

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第47回 厚生常任委員会

H26.11.25 (火)15:00～

第一委員会室

開 会 15:00

委員長 ただいまから第47回厚生常任委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、全員出席。議長の出席をいただいております。傍聴として井上議員が出席しております。

1. 所管からの報告事項について

委員長 早速所管からの報告事項に入りますが、ほとんどが議案関連ですので、議案関連になっていない部分を申し上げますと、市立病院（１）、市民生活部（５）、保健福祉部（７）、そして前回の委員会の継続審査（１５）となっております。それ以外は全て議案関連となっておりますので、ご留意願います。

それでは、早速所管からの報告に入らせていただきます。

まず、市立病院より（１）、滝川市立病院改革推進プラン推進委員会の開催結果報告について説明を求めます。

（１）滝川市立病院改革推進プラン推進委員会の開催結果報告について

鈴木部長 滝川市立病院改革推進プラン推進委員会を10月29日に開催しましたので、その結果について報告させていただきます。

今回の推進委員会の案件は、改革プランの平成25年度の実施状況に対する点検、評価についてです。病院改革プランは、平成21年から平成25年度まで5年間のプランとして計画を策定し、実施してまいりましたが、平成25年度が最終年度となります。

お手元に資料を配付しておりますので、資料に基づき担当より説明させていただきます。

大崎係長 （別紙資料に基づき説明する。）

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

窪之内 それでは、25年度の比較は出ているのですが、5年間ということで、この5年間のまとめた比較というのは、全部5年間を通してのものは出されているのかどうかと、決算のときに気がつかなかったのかもしれないのですが、特別交付税の新たな項目、基礎年金拠出金と医師派遣の特別交付税というのはどのようなものかについて、お伺いします。

鈴木部長 改革プランの5年間のまとめたものが出されていないのかということですが、この様式でいけば25年度の滝川市病院改革プランの実施状況というものがあるのですが、これは5年間取り組んだ内容を記載しております。数値的なものにつきましては、公表している中には5年間まとめたものは出されておられません。

田湯部次長 交付税の関係ですけれども、特別交付税で基礎年金拠出金が入っております。病院のほうで基礎年金拠出金を負担する分の2分の1を交付税で対応しなさいということで入っております。また、医師派遣につきましては、平成23年に創設されました。医師派遣を受けた場合、所要の経費を交付税で見るというものが新しくなっております。

窪之内 その医師派遣を受けた場合は、人件費について全部出るということなのかの確認と、21年度から5年間の数字でまとめたものはないとおっしゃっていたので

すが、結局改革プランの5年間なので、5年間まとめるとどうだったのかということは若干知りたいという気持ちがあるのですが、それは何を見ればわかるのかをお伺いしたいと思います。

鈴木部長 医師派遣の関係につきましては、砂川市から産婦人科の医師に来ていただいて、その費用についてこちらで報告している数字を決算見込みで報告しておりますが、人件費として派遣されている部分について報告させていただいています。そのうちの50パーセントが交付税措置としてされているということになります。それと5年間の中身について、それぞれの年ごとで目標というか、そういったものが出される中でその結果を報告させていただいています。改革プランの柱になっているのは、建てかえ後の収支計画をベースにして改革プランとあわせて整合性をある程度図っている中身ということでご理解いただきたいと思います。その5年間でまとめたものということになりますと、数字的に各年度の改革プランと決算がどうだったかというものを別途作成しなければならないと思っていますが、流利的にそういったものを出す様式がありますが、こういった委員会の中で報告されるものとして扱ってはいないものですから、改めてもし必要であればそういったものも積極的に公開していきたいということで、ホームページ上に出すことを検討していきたいと思っています。

委員長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

続きまして市民生活部より（２）、平成26年度滝川市一般会計補正予算についての説明を求めます。

（２）平成26年度滝川市一般会計補正予算について

石川部次長 （別紙資料に基づき説明する。）

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

続きまして（３）、平成26年度滝川市一般会計補正予算についての説明を求めます。

（３）平成26年度滝川市一般会計補正予算について

石黒係長 （別紙資料に基づき説明する。）

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、（４）、滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

（４）滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

寺嶋課長補佐 （別紙資料に基づき説明する。）

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

清水 産科医療補償制度に加入する医療機関等というのは、滝川市及び周辺ではどのような医療機関があるのでしょうか。

寺嶋課長補佐 まず、この医療機関ですけれども、医療機関というのは病院と診療所のことをいいます。それと、この「等」ですけれども、助産所を含めまして、全ての医療機関等という表現になっております。ちなみに、北海道では全ての分娩機関がこの医療補償制度に加入しております。

清 水 一応確認をいたしますが、改定後一時金は1万4,000円ふえますが、加算が減るので、滝川市民は道内で少なくとも分娩をする場合は支給額は従前と同額の42万円ということで確認してよろしいでしょうか。

寺嶋課長補佐 従前と同額の42万円になります。

委員 長 ほかに質疑ございますか。

窪之内 出産育児一時金ですが、正常分娩で出産した場合に実際に医療機関に支払わなければならない金額はどれぐらいになるのかという質疑ですが、そういった医療機関に正常分娩で1週間程度の入院だと思うのですけれども、そういった場合にはどの程度の金額になっているのか、わかれば伺いたいと思います。

寺嶋課長補佐 出産費用ですが、差額ベッド料金等を除きまして、全国平均では現在41万7,000円程度になっております。

委員 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、(5)、国民健康保険財政調整交付金の過大交付についての説明を求めます。

(5) 国民健康保険財政調整交付金の過大交付について

樋郡部長 詳細な説明の前に、まず私からおわびを申し上げたいと思います。昨年会計検査を受けまして、ことしの11月7日にその結果が公表されたわけですが、平成22年度の離職者減免特別調整交付金を算定するに当たりまして、その算定対象となる期間を誤って算定をしたために過大となった結果になりました。交付基準等については、今後よく熟読をし、算定誤りがないように努力していきたいと思っております。このたびはまことに申しわけございませんでした。今後このようなことのないように努力してまいります。

榎木課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

窪之内 対象期間が前年と異なっているような場合に、例えば新旧対照表などがあって、議会だとその変更になった部分がわかるような形で出てくるのですけれども、こういった場合にはそういうものがない、ただ文書だけでその下にアンダーラインも引かれないような形で出てくる。だから、文書の解釈が誤っていたと理解すればいいのでしょうか。

榎木課長 正誤表とか、そういうものはございません。平成22年度、これのみの説明という文書になってございます。

窪之内 先ほど解釈が誤っていたということだったので、どちらでもとれるようなことだったのか。例えばこういう対象になる方たちの算定期間は、離職や廃業などをした月から何カ月間ですよとかと、そういう文書で出てきていて、それが廃業した月も含みますよとか、廃業した翌月からですよとかというようなことでの期間の間違いだったのかどうか。その辺、期間の間違いというのはどういう形だったのか、もう一度説明をお願いします。

石原係長 先ほどの算定期間の誤りについてですが、その前年度の21年度からこの離職者に対する特別交付金というものが新設されまして、その当時調定額とかいろいろなものがあるのですが、それは全部年度単位で表記されておりました。ただ、22年度につきましては、表の表記自体は年度単位になっているのですが、そこの中に表示する数字について細かい注釈がありまして、具体的に言いますと21年度については22年1月5日以降に納期が到来するもののみを扱いなさいというような形になっておりまして、逆に22年度分については12月までというような形で、細かく月数が記載されておりました。ここの部分で前年度は年度単位という形で出ていたものが急に納期の期限単位という形になったところで、前年どおり年度ごとと解釈してしまった。表自体は年度ごとになっているのですけれども、記載のほうは細かく日にち単位で指定しなさいという形であったために算定を誤っておりました。

委員長 ほかには質疑ございますか。

清水 資料の一番最後に今後の対応ということで、複数人によるということですが、これまでは複数人でやっていなかったのかということの確認と、それほど小さい制度改正ではなかったようですから、なぜ複数人のチェックが行われていなかったのか。また、そのような事務が非常に多いのかお伺いします。

石原係長 まず、複数人体制についてですが、この調整交付金、いろいろなものを算出するわけですが、項目が20から30ぐらいありまして、それぞれについて細かい条件が出ております。こちら基本的にもまず各担当に割り振って、各担当のもとでつくり、その後総括したものをチェックするような体制になっておりましたが、今回のこの離職者減免につきましてはチェックの部分で、前年度から変わったことを見抜けないままになってしまったことによって今回過大交付という形で指摘されました。

制度自体ですが、22年度の離職者減免につきましては、前年から対象期間が変わっているのですけれども、この後23年度についてもまた対象期間が変わっております。23年度につきましては、21年度のような年度単位にまた変更になっておりまして、その年度の中で前年度は12分の3にして換算しなさい、その当該年度は12分の9にしなさいというような形で、22年度だけにつきましては算定の対象期間が変わっておりました。この調整交付金の改正につきましては、いろいろな通知は来るのですけれども、細部については、細かく来ないのです。大まかな部分で来るのですが、やはりそこで解釈を間違ってしまうと今回のような形になってしまいますので、今後は少しでも不安な部分があれば北海道等に確認して、このようなミスがないように努めてまいりたいと思います。

清水 余り細かいことを聞く気はないのですけれども、制度の改正があると。当然、手で計算するのかシステムが変わるのか、恐らくこの場合は手で計算すると思うのですけれども、そもそも大体の担当が1人だと。ほとんどは、それらの方が責任を持ってやっているということで、ダブルチェックというのは基本的にやらないということなのか。それともほとんどダブルチェックしているのだけれども、ダブルチェックされていないものが一定部分あるということなのか、そこをお伺いします。先ほどの部分ではなく、大きく聞いているのです。

石原係長 複数人による確認について、まず個別の表ですが、先ほどご説明したとおりかなりの枚数がありまして、それは各担当で一通りつくりまして。それに対して、もう一人ができ上がったものに対してのチェックをしておりますので、複数人

の体制という形では確認はしております。

清水 例えば縦と横の計算の間違いとか、そういうことについて言っているのではなく、それは、当然やっていると思うのです。そうではなくて、制度改正がされるというのは、やはり最低でも数ページというものを読み込んで、例えば3時間なり4時間かけて、去年とこう変わったのだと。だから、ここをこう変えないといけない。要するに単純作業のことを言っているのではなくて、法改正で何が変わったのか、そういうことを複数人が理解をして、そして間違いを発見できるような体制にしているのか、そういうことについて複数、ダブルチェック体制ができているのかと。それは一部なのかと。一部か、ほとんどができていくということなのかということをお聞きします。

榎木課長 大きな制度改正については、当然ながら1人ではなく2人でもなく、数人でどういうものかという確認を行っています。今回の部分につきましては、大きな制度改正というよりも、どちらかというところの年だけ様式が変わっていたというところで、変わっているということに気づくことがなく、つくり上げたのですけれども、そのつくり上げた後のチェックなどはしているのですけれども、もともとの解釈のところで二重チェックというものができていなかったということです。先ほど言ったように、大きなものというのは全て複数人でやっています。

委員長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

続きまして保健福祉部より(6)、平成26年度滝川市一般会計補正予算についての説明を求めます。

(6) 平成26年度滝川市一般会計補正予算について
(別紙資料に基づき説明する。)

杉山課長補佐 説明が終わりました。

委員長 質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、(7)、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給結果についての説明を求めます。

(7) 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給結果について
(別紙資料に基づき説明する。)

杉山課長補佐 説明が終わりました。

委員長 質疑ございますか。

清水 最終的に今、申請はもう受け付けないということになっているのか。また、状況によっては対応するという状況なのかということが、まず1点。

そして、もう打ち切ったということであれば、打ち切る寸前に来られた方というのはどのような理由でおくれてきたのか、そういったことについて伺います。

杉山課長補佐 まず、受け付けの関係ですけれども、一応公表している締め切りにつきましては10月1日締め切りと公表しております。ただ、この給付金の性格上、できるだけこちらとしても支給したいということでございますので、実際のところ10月1日以降の申請につきましても特段の理由が認められる場合については支給可ということで国からも通知が来ており、受け付けは継続しております。ただ、

今年度限りのものですので、年度内に振り込みが終わらない申請につきましてはお断りさせていただきます。

国嶋部次長 締め切り後に受け付けした理由ということでございますけれども、郵送等の受け付けが多いものですから、特段理由というのは把握できておりません。締め切り後に普通に申請書が郵送で送られてくる。こちらとしては、対応できる限りは先ほど杉山課長補佐が申したように対応していきたいと考えてございます。

委 員 長 ほかに質疑ございますか。

副委員長 1点お聞きしますが、この支給率というのは妥当なのかどうなのか。また、本来なら100パーセントになっていいと思うのですが、その要因はどこにあるのかお尋ねします。

国嶋部次長 今おっしゃったように、こういった支給の給付金という性格から、前回の委員会でも申し上げましたが、100パーセントを目指しておりました。ただ、この支給率につきましては全国的にはまだ高いほうで、道内状況につきましても、道央、石狩圏地域では9月の末で5割程度という話も聞いておりました。ただ、中空知近辺、やはり郡部に行きますと支給率はより高くなっている傾向にはあるようでございます。この支給率が100パーセントに行かなかった要因でございすけれども、ことしの3月まで実施しました冬の生活支援圏とほぼ対象の方は同じで、返信用の封筒も入れてという対応をさせていただきましたが、そのときに62パーセントほどでございました。今回につきましては、国の方針として周知、PRを徹底するようにということで、たび重なる周知、また新聞、テレビ放送等もございましたので、その影響を受けて滝川地域としては支給率が上がったのかなと。ただ、100パーセントに至らなかった、この差がどうなのかということに関しましては、正直原因としては分析し切れていないというところでございます。

委 員 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、(8)、平成26年度滝川市介護保険特別会計補正予算についての説明を求めます。

(8) 平成26年度滝川市介護保険特別会計補正予算について
(別紙資料に基づき説明する。)

菅野係長 説明が終わりました。

委 員 長 質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、(9)、滝川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の制定についての説明を求めます。

(9) 滝川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の制定について
(別紙資料に基づき説明する。)

柳 主 幹 説明が終わりました。

委 員 長 質疑ございますか。

清 水 国の基準でない記録に係る保存期間の見直しについてですが、まずこの指定地

域密着型介護予防サービスというのは、市内でいうと事業所は何カ所か、また事業所名で言うのであれば非常にわかりやすいので、まずそれが1点目です。

2点目は、記録の保存期間は現行2年だと。今の説明では、恐らく国の基準は2年だけれども、5年にしたほうがいいのか、何か指導等があったのか、5年にするきっかけになったのは、滝川市独自のものなのか、それともどうしてもこうしたほうがいいのかという全国団体などからのアドバイスとか、どのようなことなのかというのが2点目です。

柳 主 幹

まず、1点目の記録の保存に関する事業所ですけれども、この場合指定介護予防支援等の事業なので、地域包括支援センターで行っている要支援者に対するケアプランを作成する事業を指します。

事業所数と事業所名については、(11)に出てまいりますので、そこでまたご説明したいと思います。

それと、現行の記録の保存期間を2年から5年に変えたということですが、条例のこの制定に当たって、全国的な動きなどをいろいろと調査しました。ホームページも使いながら調査したのですけれども、そういう中でこのような改正をされているところは非常に多く見かけられて、実際北海道市長会の主管者会議の中でもこの取り扱いが話題に出た部分もありまして、実際滝川では、今まで地域密着型2年にしていたものですから、それを5年に変える意味も、いろいろ事務の実情等を考慮いたしまして、ここに記載している理由のとおり、5年で取り扱うべきものだという事で判断し、こういう条例の規定を提案することにしたいと考えました。

委 員 長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、(10)、滝川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する条例の制定についての説明を求めます。

(10) 滝川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する条例の制定について

柳 主 幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、(11)、滝川市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

(11) 滝川市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する条例の一部を改正する条例について

柳 主 幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

清 水

先ほど聞きましたので、この指定地域密着型サービス事業所の件数並びにどのような事業所があるのかというのをまずお聞きしたいと思います。

柳 主 幹 指定地域密着型のサービスにつきましては、滝川の場合、認知症対応型共同生活介護というグループホームがございまして、グループホームコスモス、グループホームカルミア、グループホームともだちの家、グループホーム土筆、ニチイケアセンター滝川、グループホームくらす、ニチイケアセンターせせらぎ公園の7カ所ございます。それと、認知症対応型通所介護といったメニューもございまして、それについては認知症対応型デイサービス土筆の1カ所でございます。それから、小規模多機能型居宅介護の事業所が2つございまして、小規模多機能型居宅介護てらす、ニチイケアセンターせせらぎ公園の2カ所でございます。

清 水 イメージでお聞きしたいのですけれども、今回指定地域密着型サービス事業者の指定に関する条例は指定だけですよね。市の役割というのは、市に対して申請者が来たときに法人かどうかを確認すると。それだけなのか、それとも指定地域密着型サービス事業者等に対しては、ほかにもいろいろな市の権限が、先ほどの記録の整備とかいろいろあるのか。ただ、今回一括法でこれだけ出されてきたということは、もともとそれしか市の役割はないということなのかを確認したいと思います。

柳 主 幹 この条例に関しましては、もともと地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者という要支援の方に対するケアプランづくり事業を行えるわけですが、それは包括支援センター自体を委託することも可能になっています。現状滝川は直営で地域包括支援センターを運営して、その中でこの指定介護予防支援事業というものを行っております。今回この指定に関しては、可能性として委託することもできるということになっていますので、この条例の中で仮に委託して地域包括支援センターを運営してもらう場合、そのときは法人ではないと申請できないということが、これまで国の基準に定められていましたし、今回それを条例で指定しなさいと。市でそれらを、設置の許認可をチェックするときには法人であるかどうかのチェックをしなさいということが今回新たに市の条例の中でそう規定しなさいというものでございます。

委員 長 それと地域密着型サービスのほうも、これはもともと条例でその指定に関しては、市のほうで許認可を持っていますから、そこで申請を受けたときにそれらが法人であるかどうかということがまずチェックの項目としてなっているということで、それを指定条例ということで定めているといったものでございます。

委員 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、(12)、滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

(12) 滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例について
(別紙資料に基づき説明する。)

柳 主 幹 説明が終わりました。

委員 長 質疑ございますか。

窪之内 施行が27年4月1日なので、5年間というのは4月1日を基本とした5年間として見ないと、4月1日に施行されても、過去の記録でいえば、今まで2年間だったわけだから2年間しかない。だから、4月1日を基本として5年間さかのぼった資料、記録ということにはならないということですよね。それを改めて確認したいと思います。

柳主幹 こちらにつきましても経過措置を考えておりまして、既に保存されている記録につきましては、施行日以前のものについては5年間の保存を努力することといった経過措置を設けたいと考えておりまして、それ以前のもの、施行日前のものについては、仮に処分されていても、それはこの条例は該当しないという形になりますが、ただこういうこともありますので、事業所への連絡は既にしているのですけれども、5年間の保存に努めていただきたいということで経過措置を設けたいと考えております。

窪之内 経過措置は規則等で制定するので、条例の条文の中には特に附則とかで入れる必要はないということだと確認していいですか。

柳主幹 この条例の附則の中で規定いたします。

委員長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、(13)、公の施設の指定管理者の指定について（西町デイサービスセンター及び三世代交流センター（三世代交流公園を含む。））説明を求めます。

(13) 公の施設の指定管理者の指定について（西町デイサービスセンター及び三世代交流センター（三世代交流公園を含む。））

鈴木係長 （別紙資料に基づき説明する。）

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、(14)、滝川市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

(14) 滝川市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例について

前田課長 （別紙資料に基づき説明する。）

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

ここで暫時休憩します。

休 憩 16：15

再 開 16：27

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、前回の委員会の継続審査となっております(15)、滝川市子ども・子育て会議中間報告について説明済みですので、質疑から受けたいと思います。

(15) 滝川市子ども・子育て会議中間報告について

清水 通告しておりますので、通告順に質疑してまいります。

まず、1点目は、保育所手続の変更について、資料2ページで②保育所については一部手続等が変更の予定として、保育の必要量の認定、標準時間、短時間の2区分と記載されておりますが、判断基準について、また根拠法令について伺います。

2点目、全体に共通して、保育所や幼稚園、保育ママ、無認可保育所、無認可幼稚園、託児所などは、厚労省、文科省、内閣府など複数の所管にまたがると聞きます。まず、1点目としてどのようにまたがるのか。2点目、この条例の上位になる法令、通達も複数の所轄官庁にまたがるのか。

3点目、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例案第13条で、利用者負担額に上乗せして徴収できるとしてありますが、市は上乗せについて、妥当性などについて理由を聞いたり意見を述べるような規定が必要ではないか。上限はないのか伺います。

次、条例案第43条で、家庭的保育事業、小規模保育事業A型、B型など4種から成ると。幼稚園や保育所と違い、この規模であれば英才教育に特化するなどで申請する事例もあり得ると。その場合、上限や文房具等の購入など、その内容について補助金で運営するのにふさわしいか否かのチェックはどのように、どこが行うのか。市の条例で定めるのであれば、条例案第13条の利用者負担などと同様に規定が必要ではないか。

次、条例案第20から23条ですが、利用定員を超えて提供してはいけないとし、ただし、やむを得ない事情がある場合はその限りでないについて、現状は年度後半は1.5倍を超えてもよいなどの規定があると聞いています。超える程度や理由について限度はあるべきと思いますが、まず基準はないのか、2点目として市は報告を受けたり意見するなどの規定が必要ではないのか。

4点目、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例案について、第24条、30条、32条、35条、40条、48条で家庭的保育事業、小規模保育事業のA型、B型、C型などで家庭的保育者、家庭的保育補助者、保育従事者などが新設される。まず、市長が行う研修の内容、時間数や水準等、また2点目として保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者としているが、その基準と判定はどのように行うのか。

次に、この点について、厚生労働大臣は5月、政府の産業競争力会議第4回課題別会合において子育て支援員（仮称）の創設についての提案を行った。この提案に対し、保育士の専門性を否定する、保育士等の配置基準の抜本的引き上げを阻害するとの意見がある。提案では、育児経験豊かな主婦等が、国が示すガイドラインに沿って都道府県または市町村等が実施提供する研修を受けて修了すれば子育て支援員として認定し、小規模保育等の保育従事者等として従事可能とするとして聞いて聞きます。保育士は、名称独占の国家資格とされており、育児経験と保育施設での経験は全く異なるものであり、20時間程度の研修を受けただけの育児経験者を保育従事者とする事は保育士の専門性を否定していると言わざるを得ないとの意見もあります。条例案に問題はないか。また条例案23条、設備、面積について、面積しか規定がありません。安全チェックなどの規定が必要ではないでしょうか。

前田課長

1点目の保育所について、手続の変更の部分でございます。保育の必要量の認定、標準時間と短時間の2区分ということでございますが、その区分の決定につきましては保護者から認定申請を受けました市が保護者の勤務状況を確認し、

保育の必要量の認定を行うこととなっております。基本的には、月の勤務時間が120時間以上であれば保育標準時間の認定を、60時間以上120時間未満であれば保育短時間認定とするのが基本となるところでございます。これに関します根拠法令につきましては、子ども・子育て支援法第20条第3号及び子ども・子育て支援法施行規則第4条にて規定をされているところでございます。

2点目の保育所や幼稚園、保育ママ、どのようにまたがるのかという部分に関してでございます。子ども・子育て支援新制度を推進する本部は内閣府に置かれておりまして、厚生労働省との間で保育所等の関連します児童福祉法体系との連携を、幼稚園等に関連いたします学校教育法体系との連携を文部科学省との間でする旨が示されておりまして、関係する通知等につきましても各大臣の連名によるケースが見られる状況にございます。また、省庁再編時におきましては、仮称とされておりますけれども、子ども家庭省という省へ移行するとの計画もあるやにお聞きをしているところでございます。また、このたびの条例の1本目でございます特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例につきましては、内閣府の省令をもとにしてございます。その他、2本の条例につきましては、厚生労働省令をもとに作成をさせていただいたところでございます。

3点目の利用者負担額に上乗せして徴収できるとしている部分についてでございますが、条例案13条におきまして利用者負担額等の受領の記載がございしますが、ここには上乗せ徴収と実費徴収について記載をされてございます。上乗せ徴収につきましては、基準を超えた教員の配置、平均的な水準を超えた施設整備など、公定価格では賄えない費用を賄う目的で徴収できるものとされてはございますけれども、限度額につきましては同条第3項におきまして当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と、いわゆる公定価格になりますけれども特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内ということで定められております。滝川市におきましては、実質的には発生しないものと考えております。

続きまして、家庭的保育事業、小規模保育事業A型、B型などからの上限あるいは文房具の購入などの内容について定める規定が必要ではないかという部分でございます。家庭的保育事業等につきましては、さきにご説明のとおり現在のところ対象となる事業者はございません。将来的に希望する事業者が出てきた場合におきましては、認可の段階におきましてさまざまな協議、確認をさせていただくことになろうかと思いますが、それら細かい内容全てを条例で定めることは困難と考えております。何らかの規定をする場合におきましても、この条例に基づく規則あるいは要綱に定めることで足りるものと考えているところでございます。

続きまして、利用定員の部分でございます。利用の受け入れを行う場合におきましては、年間の平均在所率が120パーセントを超える場合、利用定員を見直すこととされておりまして、この扱いは保育所において現在も同様でございます。幼稚園に関しましては、新制度の適用を受けることを選択された時点で初めてこの規定の対象となりますので、その際には定期的に利用者数の報告を受けるなど細かい内容につきましては規則あるいは要綱で規定することになろうかと考えております。

続きまして、家庭的保育事業、小規模保育事業等の研修の部分でございます。

家庭的保育事業等に既に取り組んでいる自治体におきましては、これまでも研修を実施してきたようでございますけれども、新制度に移行した後の研修内容につきましてはまだ議論がされている最中と認識しております。ちなみに、現行制度におきましては、21時間の講義プラス2日間以上の実習というのを基礎研修と定めておりまして、保育士以外の家庭的保育者についてはさらに認定研修の受講が必要とされております。認定研修につきましては、また資格の有無により内容が異なっておりまして、看護師、幼稚園教諭、1年以上の家庭的保育経験者の場合につきましては、40時間の講義、さらに48時間の保育実習、これら計88時間、また家庭的保育経験のない方、家庭的保育経験1年未満の場合につきましては、それにさらに保育実習20日間が加えられておりまして、この受講を完了することにより従事できることになるかと理解をしております。

子育て支援員の部分でございますけれども、家庭的保育事業等に従事する方々の資格要件につきましては、新制度の開始に当たりまして、基本的に全国で同一のレベルとされるべきものと考えております。また、資格要件あるいは研修内容につきましては、国の子ども・子育て会議で幅広く議論をされているところでございますし、今回の条例案につきましてはその議論を踏まえた厚生労働省令をもとに作成をさせていただいているところであります。

設備、面積について、面積しか規定がなく、安全チェックなどの規定が必要ではないかという部分でございますが、安全確保に関する事項につきましては、条例案第6条第6項におきまして家庭的保育事業所等の構造、設備は利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならないと規定をされております。より詳細な規定の必要性の有無につきましては、規則、要綱の制定において判断をしたいと考えているところでございます。

清 水

まず、今幾つかの答弁に共通していますが、例えば特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例案第43条について言えば、仮にそういう業者が参入してきた場合、定期的に人数等の報告を受ける要綱を定めるということ、そういう答弁だったり、あるいはいわゆる職員に関する研修や市長が認めるものについては、全国で同一レベルにすべきもの、また厚労省令に基づくというようなことを言われているのです。しかし、そういういながら今回は、例えば条例案第20条から23条でいえば、ただし、やむを得ない事情がある場合は、その限りでないと。つまり家庭的保育事業者などがそれを判断してやった場合には、それを妨げる表現はないわけです。ないのだけれども、何か規則、要綱で妨げられるような、適正な範囲に抑えられるような何かができるかのような答弁であったり、あるいは研修等については今回の条例で書かれていることについての裏づけは今後決まっていくという。では、今書かれている条例は一体何なのか。これから決まって、決まった後に条例化すればいいのではないかと私は考えるのです。根拠が定まっていない、基本的な考えが定まっていないのに条例を改正する必要がないと思います。その条例をいつまでにつくらなければならないという縛りの中でやっているからそういうことが起きるのかもしれない。では、どれぐらいの期間後にその根拠がはっきりするのか。特に研修について言えば、結果的に厚労省で決めた基準に従うのだということなのか。それとも、そうではないということなのか。そういうことで、1点に絞ってお聞きします。

それと家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例案第23条については、第

6条第6項の十分な考慮を払って設けられなければならないということについて、市はどのようなチェック、調査を行い、また指導、権限がどれぐらいあるのかということでお伺いします。

前田課長

研修の部分についてでございます。子ども・子育て会議で検討を進められているという、進行中ですというような情報がぼろぼろとこちらに送られてくるというのが今の現状でございます。それで、新年度からこの制度が始まるということは決まっておりますけれども、その会議につきましてもいつまでに結論が出るというような限定はされていないと認識をしておりますので、滝川市としましてはその決定を待ちたいと考えているところでございます。そして、安全確保に関してですけれども、これがその事業者が出てきた場合におきましては、実際にその現地を訪問させていただきながら、どこでどのような保育をするというご説明をいただきながら、その場で検討させていただくということになるかと考えております。

清 水

ここで厚生労働大臣が5月、子育て支援員（仮称）について、かなり具体的に言って、先ほどのご答弁でも21時間とか2日とか、あるいは88時間とか、あるいは看護師、幼稚園教諭が1カ月もかからないような、あるいは1週間程度の、そういった講習で保育士と同等あるいはそれ以上という、そういう資格なのか何かわかりませんが、市長が認定するから資格ということではないのでしょうか、そういったことを滝川市は、これは二重丸ですから、国の基準を上回る基準をつくってもいいということですよ。つまり家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例案第24条でいえば、家庭的保育者及び家庭的保育補助者ということではなくて、職員は保育士に限定すると、あるいは幼稚園教諭に限定すると。保育所的な場合と幼稚園教諭的なものがあるのでしょうか、そういう上の基準をつくる考えはないのでしょうか。

それと、厚労省が定めればそれに従うということであれば、今回市の主体性で、あるいは地域の実情に沿って決めていいと言われているときに、滝川市でいえば保育士が足りないわけではないことは誰しも認めると思うのですが、そういう中であえてこういったことをつくる必要性のある地域事情があるのかということをお伺いしたいと思います。

3点目は、その場で指導という言い方をされましたけれども、こういったものというのは安全面などいろいろなマニュアルがあって、それをチェックしていくということが必要なのだけれども、それは将来的に規則、要綱で備えていくということについて確認をしたいと思います。

前田課長

示されている中身を上回る基準ということでございますが、条例としてそれを上回る基準をつくるということに関しましては、今現在は考えておりません。ただ、実際にお勤めをいただく方に関しましては、現実的には保育士の方ということになるのではないかと考えております。

一方で保育士に関してですけれども、市内の保育所でお勤めいただく保育士の募集をさせていただくのですけれども、臨時職員あるいは嘱託職員としての保育士の募集をさせていただく段階におきましては、現状なかなか潤沢に集まるという状況にはございません。

そして、安全確保の部分でございますけれども、今滝川市の保育所等に対しましては安全の確保に向けたマニュアルを用意して、それに基づいて設置するというような形をとっておりますので、新たな家庭的保育事業等でそういう対象

となる施設が出てきた場合におきましては、そのマニュアルを準用する形になるかと思えますけれども、そういったものを利用していきいたいと考えております。

清 水

この研修及び市長が認めるものに絞りますが、今のご答弁で結果的に保育士になるのではないかということを言われましたけれども、潤沢ではない。潤沢かどうかといえば、潤沢ではないけれども、採用できている現状があるということと言われたのだと思うのです。結果的に保育士になるのであれば、あえて基準を下げる意味がどこにあるのかと。まして保育士という名称独占の国家資格というものを、2分の1以下とか家庭的保育補助者を置く場合は5人以下とかという、かなりの人数です。2分の1以下ということであれば、10人いれば5人までというような、そういう人数が多少の経験を積んでいけば専門的な教育を受けた人と同等以上などという、そういうことをあえて滝川市がそこに踏み切る必要性はないのではないかと思います。それでもそういう条例にする考えはないとなると、主体性がないと受け取れるのですが、そのあたりはいかがですか。

国嶋部次長

家庭的保育につきましては、お示しした4事業の最大の目的というのは、端的に言えば待機者をなくするという大都市の取り組みであります。滝川市の現在の判断としては、その保育量は賄われているという判断となっております。ただし、こちらのマニュアル、細かい基準、研修時間等についても、保育士に限定をすべきだというご意見は承りますけれども、ただ法の趣旨としてつくられている教育の目的は広く事業所の参入も受けて多様性も受けるという側面もございますので、現状のところ下げるというお話でしたけれども、下げるのではなく、国が示された基準をもとに市として主体的に判断していきいたいと考えております。

清 水

少なくとも滝川の地域が今後今の保育所の人数を、例えば2割も3割も上回るような状況になって待機者が出ると、仮にそういう段階になったとしても、都市部と違うのは、そういう人材は恐らく困ることはないだろうと私は思うのです。まず、そういう事態にはならないだろうし、なればそれはうれしい悲鳴ですが、何よりも新たにこういった事業に参入してくる、あるいは立場を変えるというか、そういう事業所がいわゆる格安の労働力として正規の保育士以外の人たちを雇うということに、あえて滝川市がそこに踏み込むというのは、困っていないのだから、あるいは困る見込みがないのだから、踏み込む必要性が全然ないと。百歩譲って東京都や神奈川県ではあり得るかもしれないけれども、空知の滝川ではそこに踏み込む考えはないのだということをはっきりと判断をして条例化する。一番滝川市の主体性が示せる絶好の機会だと思います。ここで右倣えしてしまうというのは、子供の保育を徹底してやろうという姿勢に欠けていると思うのですが、最後に伺います。

佐々木部長

国嶋次長からもお話ししましたが、現状滝川市ではこの先、人口推計をしてみても、やはり保育所は足りなくなることはないだろうという方向であります。その中で、やはり今後の子育て対策をさらに厚くするためにこういう制度ができてきております。基本的には、清水委員がいろいろと心配されておりますけれども、先ほど前田課長からもありましたが、今保育士はいろいろな形で、施設関係からいろいろな場に需要があり、潤沢に採用できない状況にあります。むしろ足りないぐらいの状況です。そういうことも考えたときに、やは

委員 長
窪 之 内

り家庭的保育、保育士より保育ママというぐらいですので、それにかかなり限りなく近い研修を受けながらしっかりやってきた方も、例えば看護師などは十分だと思います。滝川市の場合、オリジナル性がないと言いますけれども、保育士を中心としながら多様性を持った資格者等の参入ということを変えない方向でいきたいという方針でございます。そういう考え方でございますので、ご理解いただきたいと思います。

ほかに質疑ありますか。

通告していますので、清水委員と重なるところは省略したいと思います。

まず、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例案についての質疑の1点目ですが、保育に欠けるという今までの基準から保育を必要とするというように入所できる基準が変わったことによって、利用可能となるのはどのような場合なのか。求職中でもいいということになるのだと思うのですが、例えば介護の必要があるお年寄りを見ている、既にもう障がいがある子供がいる場合は利用できると思いますが、乳幼児や高齢者介護のような場合も今までも利用できたのか、拡大されるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

2点目は、基準はわかりましたので、年度内での標準から短時間、短時間から標準という変更が可能なのかどうかについてお伺いしたいと思います。

3点目、条例案第5条に内容及び手続の説明及び同意についてという項目があって、この第1項では利用の申し込みを行った支給認定保護者に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、当該提供の同意を得なければならないというように規定されているのですが、現状との違いがあるのか、現状も同様のことを行っているのかどうかについてお伺いします。

それと、その情報の提供についてですが、電子情報処理組織について、ここで第2項から第6項で規定しているわけですが、こういった電子情報という方法については、既に取り入れられているのかどうかについてお伺いしたいと思います。

次、4点目ですが、条例案第6条で利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等となっていて、この第1項でいう提供を拒むことができる正当な理由というのはどのような場合をいうのか。

この条例案第6条第2項から4項に関連して、選考方法や利用定員の総数を超えた場合の優先基準について、あらかじめ明示した上での選考を規定していますとなっているのですが、明示方法はどのように行うのかについてお伺いしたいと思います。

次、5点目、条例案第8条、受給資格等の確認、保護者が支給認定証の発行を受けるための手続及び認定の内容についてお伺いします。

次、6点目、条例案第13条、利用者負担額等の受領、これは保育料のことかと思うのですが、現状との違いがあるのかどうかを伺いたいと思います。

7点目、条例案23条の掲示、ここに規定されている重要事項というのは、各施設の見える場所に掲示しなければならないということになっていて、これは既に保育所でこのような掲示がなされていると私は思っていなかったのですが、既に行われていることなのかどうかについてお伺いします。

8点目、条例案第30条の苦情解決について、5項目にわたり苦情解決について書かれているのですが、これは既に実施済みと理解していいのかどうか。聞いて

ているのは、現状この条例をつくることによって改善しなければならないものもあるのかなという立場で聞いているので、お伺いしたいと思います。

9点目は、非常災害発生への対応について、条文が必要ではないかと。ほかの2つの条例案については、非常災害発生の対応についての条文があるのですが、この条例案には条文がないのです。必要ではないかと思いますが、伺います。次に、滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例案についての質疑です。

1点目、条例案第8条ですが、家庭的保育事業者等と非常災害、第1項で規定している設備の設置と非常災害への具体的計画及び第2項で規定している少なくとも毎月1回の避難、消火訓練の実施ということを今度条例で掲げるわけですが、少なくとも毎月1回の避難や消火訓練を現状で実施しているのかという疑問があつて、現状との比較をお伺いします。

それと、条例案第23条、29条、34条、設備の基準についてですが、この基準に対するそれぞれの設備は現状どおりで大丈夫だということなのかお伺いいたします。

3点目は、実はここには事故発生時の対応についての条文が書かれていません。家庭的保育事業等でも事故発生ということはあることであつて、最初の条例案では事故発生時の対応についての条文があるので、私はやはり規則ではなくて、条文に起こしておく必要があるのではないかということでの考えを伺いたいと思います。

次に、滝川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例案についての質疑です。

1点目は、参酌基準である集団の規模と面積基準は経過措置を設けることになっていますが、経過期間のめど及び解決に向けた取り組みについてお伺いします。

2点目は、学校施設の利用も今後の課題とのことですが、それは規模を超えているところのことだけを言っているのか、もしくは学童保育全体を学校利用という形で持っていこうとしているのかも含めてお伺いします。

3点目は、災害対策や設備の基準、運営規定の整備、帳簿の整備は条例案どおりに実施されていると確認していいのか。条例が決まったら、それに従わなければならないので、そういう意味でお伺いしたいと思います。

前田課長

それでは、最初の保育を必要とする事由の一部変更により利用可能となるケースでございますけれども、このたびの新制度によりまして、1つ目といたしましては起業を含む求職活動、2つ目といたしまして職業訓練校等における職業訓練を含む就学、3つ目といたしまして虐待やDVのおそれがあること、4つ目といたしまして育児休業取得時に既に保育を利用している子供がいて継続利用が必要であることの4つの項目が新たに明文化されることになります。お尋ねの介護をしているといった部分に関しましては、文言としては出てまいりませんが、今現在の取り扱いといたしましては保育の実施に関する条例の中の、前各号に類するものとして市長が認める状態にあることという文言を定めておりますので、そちらのほうで対応をさせていただいているという状況でございます。一方、乳幼児のお世話をしているといったようなことにつきましては対応はしておりません。

2つ目でございます。保育の認定区分が年度内で変更になった場合ということ

でございますが、年度内で就労状況等に変化がありました場合には、変更申請を受けることにより認定区分の変更を行うという予定にしております。

続きまして、利用の申し込みを行った支給認定保護者に対して重要事項を記した文書を交付して説明を行うということでございますけれども、現状を申し上げますと、保育所入所申込書の提出を受け審査をいたしまして、保育所入所承諾書を交付する扱いとしております。そして、その際に入所のしおりを配付しております。その中で保育時間や休所日等の重要事項を示しているという形で今現在はやっております。一方、現在は利用申し込みに対して市が承諾をするのみということになります。新制度におきましては保護者から同意を受けるということが必要になります。ここが現状とは変わるところということになるかと思っております。

電子情報処理組織に係る部分でございますが、現在も市公式ホームページ上からのダウンロード等はできるようになっておりますので、基本的に現在の取り扱いと同様のものと考えております。

正当な理由のない提供拒否の禁止に係る部分でございます。正当な理由に該当するものとして示されておりますのが、1つ目としまして定員にあきがない場合、2つ目、定員を上回る利用の申し込みがあった場合、3つ目といたしまして、その他特別な事情がある場合などが想定をされているところでございます。総数を超えた場合の優先基準についてでございますが、滝川市におきましては現在待機児童が発生していない状況であることから、利用定員の総数を超えるケースというのもし発生はしておりません。ただ、こうしたケースが起こることも想定をいたしまして、規則あるいは要綱で定めることを予定しておりますとともに、ホームページ等においてもお示しをしたいと考えております。

支給認定証の発行を受けるための手続に関してでございますが、こちらも具体的には規則で定める予定となっております。支給認定証につきましては、保護者からの申請を受けまして、子供のための教育、保育給付を受ける資格を有することを滝川市が認定をするという証明書になります。その支給認定書には、保護者や対象児童の氏名、住所、認定区分、また認定有効期間等が記載されることとなっております。

条例案第13条の6項目の規定、現状との違いということでございますが、現状も保育料及び給食費等の実費徴収に係る内容ということになりますので、現在の内容、取り扱いと同様ということでございます。

条例案第23条、重要事項の施設での掲示でございます。こちらにつきましては、今現在のところ各保育所において掲示はしてございません。これは、新年度に向けまして準備をする必要があると考えているところでございます。

条例案第30条の5項目、苦情解決の規定についてでございます。こちらも27年度の対象となるのは市直営の保育所並びに事業団運営の保育所となりますが、苦情処理要綱に基づきまして既に取り扱いとしては同様の取り扱いを行っているところでございます。

非常災害発生への対応についての条文ということでございますが、こちらは条例案第20条第1項第9号におきまして非常災害対策に係る規定を定めるべきとの規定を定めているところでございます。

続きまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する部分について、条例案第8条でございます。さきにご説明しておりますとおり、本条例は対象となる

事業者が出てくる際に備え、このたび整理をするものということでございまして、滝川市では家庭的保育事業を取り組んでおりませんので、具体的な計画は今現在持ち合わせておりません。ただ、この事業の直接の対象とはなっておりませんが、市内の認可外保育所として道の監査を受けている施設を含めまして、避難訓練、消火訓練を年2回実施していることは道の監査においても確認をしているところでございます。なお、本条例案につきましては、児童福祉法をもとに策定された省令ということで月1回以上と記載がございすけれども、実際運用に当たりましては消防法におきまして特定防火対象物として分類をされるため年2回で足りるものと扱われているところでございます。実情、保育所におきまして年2回の実施という状況にございます。

条例案第23条、29条、34条の設備の基準、それぞれの現状ということでございますが、さきの質疑同様、現在管理運営をしている施設はございませんので、該当のお答えはございません。

事故発生時の対応に係る条文でございしますが、こちらは第19条第1項第8号で緊急時等における対処方法に係る規定を定めるべきとの規定をしております。続きまして、放課後児童健全育成事業の関係でございしますが、経過期間のめど及び解決に向けた取り組みということで、策定作業中の子ども・子育て支援事業計画が27年度から5年の計画となりますので、この5年間に解決すべく努力をしたいと考えております。取り組みといたしましては、放課後子供教室の運営と一体的に据える必要があると考えておりまして、一部ストックマネジメントの計画にかかわっているケースもございす。したがって、ストックマネジメント課、さらには教育委員会との協議も進めてまいりたいと考えております。

学校施設の利用に関してでございます。こちらにつきましては、放課後児童クラブのみならず、全ての児童の放課後の過ごし方という観点も入っておりますことから、まずは教育委員会、学校関係者との意見交換が必要と考えております。そして、対象となつてまいりますのは、全てのクラブということになると思っておりますけれども、いずれにしても動線の確保等におきまして少なからず施設改修なども必要になると思っておりますので、やはり優先順位をつけながらの対応ということになろうかと考えているところでございます。

災害対策の部分に関してでございますが、こちら現在放課後児童健全育成事業者は滝川市ということになりますけれども、新年度以降も同様滝川市ということになります。基本的に記載の内容につきましては、既に実施しているものと理解をしているところでございます。

窪之内

まず、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例案第6条の正当な理由のところ2つ示されたわけですが、定員にあきがない場合、全体で定員を上回る場合ということはないことは知っているのですが、結局希望の保育所の定員がいっぱいで、違う保育所に紹介、移動してもらうということは、ここの条文とは関係ないと考えていいのか。それは、ここという正当な理由とかということはいらない。全体でいえば定数の枠内なので、入らないと考えていいのか。実際にはあるはずだと思いますが、その点について伺いたいと思います。

それで見ると、結局定員を超えた場合の優先順位ということではないけれども、その保育所独自でいえばそのクラスの定員を超えた場合にどうするのかといっ

たことを、実際は保護者にとってわかるような基準のようなものを設けているのかどうかお伺いしたいと思います。

次、条例案第8条ですが、保護者が支給認定証の発行を受けるというのは、これはこのことによってこういうことが求められる例があるから支給発行証の発行というのがここに書いてあるのか。こういう発行証が求められるような場というのは、どんな場なのか。この証明書が何かとして有効になるというのは、どういうときのことを言っているのかをお伺いしたいと思います。

それと、非常災害発生の対応については条例案第20条第1項第9号ということだったのですが、これは規則できちんとしたものがつくられると。ここでいうのは、大まかに書いてあるだけで、具体的なことについては触れていなかったと思うのですが、規定を定めておかなければならないということなので、そういった規定の中身、対策の中身については規則等で細かい基準が示されると理解していいのかどうかお伺いしたいと思います。

それは、家庭的保育事業の事故発生時の対応についても同様にお伺いしたいと思います。

前田課長

定員を上回った場合についてでございますが、委員のおっしゃるとおり、希望の保育所に限って定員がいっぱいという状況は今現在もございます。それはまた、新年度におきまして発生する可能性はございますが、その調整につきましてはこの条文とは切り離れたところでの調整となります。定員を超えた場合の優先順位につきましては、実はさまざまな状況によりまして今現在私どものほうで調整をさせていただいているという状況がございますけれども、新年度におきましてはこの優先順位につきましても利用を希望される方がおわかりいただけるような形でお示しをしたいと考えているところでございます。

支給認定証の発行についてでございますが、この認定証を発行する理由の一つが、今回の新制度全体に関して言えることですが、利用希望者のお子さんが1号認定なのか2号認定なのか3号認定なのかという認定区分がございます。ほかの市への移動が発生した際等におきまして、滝川市で何号認定を既に受けていたと、その認定証をお示しするケースもあるものと理解をしているところでございます。

非常災害の規定の中身に関してでございますが、条例上に関しましては委員のおっしゃるとおりの考え方でございます。非常災害の対応マニュアル等につきましては、いずれにしても用意をするということになるわけですが、それと別にそれをまた規則で定めるのかという部分に関しましては、今現在決めておりません。マニュアルに関しては、つくらせる用意をさせていただくということにしております。これは、家庭的保育に関しましても同様と考えております。

窪之内

先ほど1つ聞き忘れたのですが、今後、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例案第5条で、利用申込者の同意を得なければならないということですが、これは申込書にサインをただけではなくて、何か特別な同意を得なければならないような、何か文書ができるということなのか。入所の申し込みをすること自体が同意をしたということになるのかどうかをお伺いしたいと思います。

前田課長

今のところ、新たに専用の同意書というものをつくる予定はございません。入所申請に係る書類に署名欄の上か下か、はっきりしませんけれども、同意しますといったような一文を書かせていただくことにより同意を得たという形にな

窪之内 とうかと考えております。
 説明のときには、これまでと余り変わらないのだと聞いていたので、そうなのかなと思うのですが、さっきもちょっと出てきたのだけれども、1号認定子供、2号認定子供と3号認定子供とかということで、私にとっては初めての言葉が出てきた気がするのですが、保護者にとっては余り変わらない、これからの保育所の入所の受け付けとか何かについても余り変わらないでいけると受けとめていいのでしょうか。

前田課長 1号認定に関しましては基本的に幼稚園をご利用になる方。ただ、滝川でそういう方がいるかといいますと、この新制度に該当する幼稚園がないことで実質的に1号認定がないということになります。2号認定と3号認定の違いは、年齢によるものということでございまして、滝川で受け入れをするのは、いずれにしても保育所という形で限定をされるものですから、何号認定というようにこちらとしては書類上は出てくるのですけれども、利用をいただく保護者の方にとっては特段今までと何ら変わるものではないということで理解しております。

委員長 ほかに質疑ございますか。
 （「1点再質疑したいのですが」と言う声あり）

清水 滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の24条で、先ほどからの答弁をお聞きしていると、保育士に限定するということについて、何か通達で保育士に限定してはいけないよと、国の基準を上回るの基準にしてもいいとはいいいながら、何かそういったものがあるような感じがしてならないのです。そこで、例えば、24条をこのように変えてもいいのかということで、これでいくと家庭的保育者、嘱託医及び、これは家庭的保育者というのは後で決めるということで、第2項の中の家庭的保育者は、市町村長が行う研修云々とありますが、この3行目の又は保育士と同等以上というのを削って、1号、2号も削ると。こういう条文にした場合、これは34条や48条と同じですけども、そういう条文にしても問題があるのかなのか。要するに市町村が自主的につくればということなのです。何かそれは絶対できないのだと、こういう事情があつてということがあるのであればお示しをいただきたいと思います。

前田課長 先ほど国嶋次長からもお話がございましたけれども、そもそも待機児童対策としてこの条例というよりも省令を定めるに当たりまして、その対応するために幅は広くという念頭のもとにつくられた省令でございまして、そういう研修を受ければこの家庭的保育者としても従事をできるということが国のほうで決められているものと理解をしておりますので、あえて滝川市でこれを……
 （「テクニック上のことを言っている。条例作成上の問題。」と言う声あり）

委員長 清水委員、わかりました。
 この条文の中身を滝川市単独で、まず変えられるか変えられないかということだけのご答弁でいいです。

前田課長 できるできないで申しますと、できます。

委員長 ほかに質疑ございますか。
 （なしの声あり）

委員長 それでは、報告済みといたします。

2. その他について

委員長 2、その他について、委員から何かございますか。

(なしの声あり)

委員長

事務局から何かありますか。

(なしの声あり)

3. 次回委員会の日程について

委員長

それでは、3、次回委員会につきましては、前回の委員会で11月28日（金）を開催予定としていましたが、明日11月26日（水）午前11時からの開催とし、本日の報告事項（15）にかかわる条例案について報告いただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で、第47回厚生常任委員会を閉会いたします。

閉 会 17：32